(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町山之口字畑キシロ四八八、四九一、字大月出三〇九六の四、字深谷三一九九から三二〇一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市美並町上田字宮ノ洞一九二九から一九三一まで、一九三三の一、一九三四、字前平二三八〇の二二、字露洞三五四七の七、三五四七の一七、字茅野三五四八の三、三五四八の七、白鳥町中西字原口四〇九の一、白鳥町阿多岐字折坂一一五八の四九、一一五八の五一、一一五八の五二、一一五八の七三、大和町剣字宮ケ洞二〇八七の三七から二〇八七の四三まで、二〇八七の四六、二〇八七の四八、二〇八七の四九、二〇八七の五四、二〇九二の五五、高山市滝町二二八四の三、二二八五、丹生川町根方字千谷三八八から三九〇まで、字鈴原七六八の三、七六八の四、七七二から七七七まで、字カラ尾七七八の一、七七八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下市町大字才谷一〇〇、野迫川村大字弓手原二七九の二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字才谷一〇〇・大字弓手原二七九の二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県五條市西吉野町西野一二五、一二六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

西吉野町西野一二五・一二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び五條市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

新潟県妙高市大字除戸

字疲松

一三五番一

一三七〇番から一三七八番まで

一三七八番一

一三七九番

一五四二番

一五四二番子及び一五四二番丑

一五四三番から一五四七番まで

一五四七番一から一五四七番三まで

一五四八番及び一五四九番

一五五三番から一五五五番まで

一三五七番子

一三六〇番及び一三六一番

一三六三番二

一三六三番子及び一三六三番丑

一三六四番二

一三六四番子

一三六五番から一三六九番まで

一三八〇番一から一三八〇番九まで

一四四一番

一四四三番から一四五六番まで

一四五七番一から一四五七番三まで

一四五八番から一四六一番まで

一四六一番一

一四六二番から一四七三番まで

一四七五番から一四七九番まで

一四七四番

一五一四番から一五二二番まで

一五二六番

一五二八番

一五三五番

一五三六番一から一五三六番三まで

一五三七番一から一五三七番三まで

一五三八番

一五三九番子

一五三九番一から一五三九番三まで

一五四〇番及び一五四一番

一五九一番

一六一〇番から一六一四番まで

一六一六番

一六一七番乙

一六一八番及び一六一九番

一六二一番及び一六二二番

字中倉

字寄畑

字瀧ノ沢

字大沢日向

字大沢日影

字久保平